

第 341 回(平成 30 年 9 月)定例会  
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意 1	ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書	自	—	—
意 2	専門職大学の創設に関する適切な制度設計を求める意見書	自	—	—
意 3	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書	公	○	概ね原案どおり賛成。
意 4	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書	公	○	概ね原案どおり賛成。
意 5	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の見直しを求める意見書	民	×	次の理由から賛同できない。 ・小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという趣旨に沿った特例措置であるため。
意 6	災害医療体制の充実を求める意見書	維	○	概ね原案どおり賛成。
意 7	歯科医療の充実を求める意見書	維	△	次の通り修文すべき ・定期健診の重要性や、口腔ケアによる効果について追記。(配付資料参照)
意 8	災害救助法の拡充を求める意見書	共	△	次の通り修文すべき ・正確な数字を用いた修正。 ・民有地の土砂撤去について、災害救助法の対象となる部分があることからの修文。(配付資料参照)
意 9	待機児童解消のための保育施設増、保育士処遇改善を求める意見書	共	△	次のとおり修正すべき。 ・正確な数字を用いた修正。 ・国の子育て安心プランの取組を踏まえるとともに、既存施設を最大限活用する観点から、字句や言い回し等を修文。(配付資料参照)
意 10	防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書	座長	○	概ね原案どおり賛成。

(維新の会)

意見書案 第 号

歯科保健医療の一層の充実を求める意見書

少子高齢化が進む中で、~~医療費の増大が見込まれる中、~~本県でも平成 30 年 3 月に兵庫県地域創生戦略を改定し、健康長寿社会づくりを目標の一つに加え、健康寿命の延伸に取り組んでいる。

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されている。また、医療費の節減にも効果があることが~~「8020 運動の実績」で実証されている。分かっており、~~定期的な歯科健診を受けている者では、受けていない者に比べて年間の歯科医療費は 9 万円安く、歯の本数が多い人は少ない人に比べて 19 万円も医療費が安いことも知られている。

本県でも、全身の健康状態に影響し、生活の質と向上を図る上で重要である歯と口腔の健康づくりについて、「口腔保健支援センター」を中心に取り組んでいる。

しかし、成人の 80%前後が歯周病を患っているにも関わらず、定期的に健診を行わず、知らず知らずのうちに歯周病が進行しているケースが多いと言われている。それによると、歯周病が及ぼす全身のリスクは歯周病でない人に比べて、がんで 1.24 倍、脳梗塞で 1.63 倍、糖尿病で 2.0 倍、狭心症・心筋梗塞で 2.11 倍と言われている。また、高齢期においては、重度の歯周病と認知症の発症と進行に強く関連し、誤嚥性肺炎のリスクは、口腔ケアの実施により 6 割以下に減ることが明らかになっているなど、口腔内の健康維持が全身の健康状態と密接な関連をもつことは周知の事実となっている。定期的な歯科健診を行うことで、健康寿命を延ばし、医療費を抑制することが可能となることから、一層の活動支援体制の充実が求められている。

一方、歯科では過去 30 年にわたり新しい治療法が保険に適用されていない。例えば、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンド、レーザー治療などは一般的な治療方法にも関わらず、保険適用されていない。

よって、国におかれては、国民全員が歯科健診を受けるように啓発活動に取り組むとともに、安全に普及している歯科医療技術・材料に対する保険適用の拡大など、国民がより良い歯科医療を受けられるための措置を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

### 災害救助法の拡充を求める意見書

災害救助法は、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に、昭和 22 年 10 月 18 日に制定された。

災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助するとして、避難所、応急仮設住宅の設置・住宅の応急修理、食品・飲料水・被服・寝具等・学用品の給与、医療、助産、被災者救出、埋葬、死体の捜索及び処理、住居またはその周辺の土石等の障害物の除去が定められ、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととなっている。

しかしながら災害救助法による救助は、災害により例えば、人口 30 万人以上で全壊 150 世帯と、市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合に、行うとの適用基準があり、平成 30 年 7 月豪雨災害では、全国で 11 府県 **6764** 市 ~~3938~~ 町 4 村、兵庫県内では、宍粟市など 9 市 6 町が適用をうけたものの、10 世帯が全壊となった神戸市などは、適用されていない。土石等の障害物除去についても、私有地での土砂撤去は、**住宅等の日常生活に欠くことの出来ない場所に限られ、全てが**その対象になっておらず、個人の資力では、到底除去は、困難である。

また、被災者住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与等に欠くことのできない家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費についても自治体の負担となっており、その改善が求められる。

よって、国におかれては、下記のとおり、災害救助法に基づく応急救助について被災者の生活再建に結びつくよう見直すことを強く要望する。

#### 記

- 1 災害救助法の適用要件を、都道府県単位や隣接する自治体を一括するなど、現場の実態に応じ、被災地・被災者に適用すること。
- 2 災害救助法における「障害物の除去」について、土砂災害の場合、対象を「私道」「一部損壊**または、床下浸水**」まで**拡充**とし、費用の限度を引き上げること。
- 3 家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とし、災害救助法に基づく国庫負担を最大で全額とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

待機児童解消のために保育施設増、保育士処遇改善  
を求める意見書

2018年4月1日時点の待機児童数は、明石市571人、西宮市413人、神戸市332人とそれぞれ増加し、県全体でも、前年比416人増の1,988人となり、兵庫県は、増加数が最も多い都道府県となっている。

全国ではも、依然約2万人の待機児童が残され、特定の保育所のみを希望しているなどで待機児童に数えない児童「隠れ待機児童」数はも7万人弱と昨年からは、1,325人の減少となっているほとんど変わっていない。

少子化の中でも保育所などを利用する子供の数は年々増え続け、更に、2019年10月からは3歳以上の保育料が無償化され、ますます保育所に通わせることを望む保護者が増えることが予想される。

待機児童を解決するためには、保育施設の大増設が待ったなしの課題となっている。同時に、保護者が望んでいる保育施設は、身近な自治体が責任を持ち、施設や人員配置などについて子供の発達に必要な水準を確保するためとして「最低基準」を設けている認可保育所であることは明瞭である。

保育所増設の鍵を握る保育士不足は深刻であることから、全産業平均を月10万円も下回る保育士の低い賃金に対し、安定した賃金補償など国が責任をもって処遇改善を抜本的に図ることが急務である。

よって、国におかれては、安心して子供を預けられる保育環境の充実のために、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 待機児童解消に見合う認可保育所増設に必要な予算措置を行うこと。
- ~~2 民間認可保育所建設への助成拡大、利子補給などの支援措置を強めること。~~
- ~~3 保育士、栄養士など保育所で働く全ての職業の賃金を緊急に引き上げ、全産業平均に近づけるようにすること。~~
- 2.4 保育士配置基準の更なる改善とこれに伴う財政措置を充実すること。
- 3.5 保育士の給与水準の向上につながるよう公定価格の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 341 回(平成 30 年 9 月)定例会  
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：公明党・県民会議】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意 1	ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書	自	△	次のとおり修正すべき。 ・記 1 と 2 の内容を事業ごとに分けて整理する趣旨の修文（配付資料参照）。
意 2	専門職大学の創設に関する適切な制度設計を求める意見書	自	○	軽微な修正はあるものの、概ね原案どおり賛同する。（配付資料参照）
意 3	地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書	公	—	
意 4	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書	公	—	
意 5	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の見直しを求める意見書	民	×	次の理由から賛同できない。 ・本制度は、小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を軽減する目的の特例措置であるため。
意 6	災害医療体制の充実を求める意見書	維	○	原案どおり賛同する。
意 7	歯科医療の充実を求める意見書	維	○	原案どおり賛同する。
意 8	災害救助法の拡充を求める意見書	共	△	次のとおり修文すべき。 ・災害救助法は、民有地の土砂撤去も対象になる部分があることからの修文。 ・同じ被害を受けた世帯に同じ支援を受けられるようにする趣旨からの修文。（配付資料参照）
意 9	待機児童解消のための保育施設増、保育士処遇改善を求める意見書	共	△	正確な数字を用いた修正及び文言の整理を行う趣旨の修正。（配付資料参照）
意 10	防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書	座長	○	原案どおり賛同する。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案  
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

（自由民主党）

意見書案 第 号

## ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書

ため池は、農業用水の確保だけでなく、生物の生息・生育の場所の保全、地域の憩いの場の提供など多面的な機能を有しており、降雨時には雨水を一時的に貯める洪水調整や土砂流出の防止などの役割もある。

平成 30 年 7 月豪雨では、河川の氾濫とともにため池の決壊が水害の要因となり、改めて、ため池の防災対策の重要性と緊急性が認識されたところである。

本県は全国一のため池数を有しているが、現在その多くは老朽化や耐震不足となっており、改修が必要なため池は約 1,100 箇所と膨大である。本県においては、「ため池整備 5 箇年計画」（平成 27 年度～31 年度）に基づき、直ちに改修が必要なため池 380 箇所の整備を推進しているが、計画的な事業実施のためには、安定的な予算確保が課題となっている。

近年、集中豪雨が頻発する傾向にあり、また、今後 30 年以内に約 70%の確率で発生すると言われていた南海トラフ巨大地震による二次災害を予防するためにも、ため池の総合的な防災・減災対策の一層の推進を図る必要がある。

よって、国におかれては、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

## 記

- 1 ため池による災害を未然に防止するため、改修に必要な事業予算を確保するとともに、農村地域防災減災事業（調査計画事業）について、平成 30 年度までとされている定額助成事業を継続すること。地域住民を含めた管理体制を支援する、ため池緊急防災体制整備促進事業の拡充を行うなど、財政支援を強化すること。
- 2 農村地域防災減災事業（調査計画事業）について、平成 30 年度までとされている定額助成事業を継続すること。また、整備に着手するまでの間の要改修ため池等の適正な管理に要する経費、及び地域や県域単位で取り組むため池保全活動など、ため池緊急防災体制整備促進事業を拡充すること。についても支援対象とすること。
- 3 ため池整備を進捗させる上では県営事業と市町営事業をバランスよく実施することが重要であり、市町営事業を県営事業と同様に公共事業等債の適用事業とするなど、事業実施に係る地方財政措置を充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

（自由民主党）

意見書案 第 号

## 専門職大学の創設に関する適切な制度設計を求める意見書

現在、わが国は人口減少社会の本格的な到来に直面し、様々な分野において人材不足、担い手不足が深刻な課題となっている。「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務である。

このような中、専門職業人材の養成を行う新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学制度の創設に関わる学校教育法の一部を改正する法律が昨年5月に公布、平成31年4月から施行され、社会の変化に対応できる人材育成の強化が図られることになった。

本県においても、但馬地域において、国公立大学で初めて演劇を本格的に学び、舞台芸術の学修で得た能力を基礎として、地域と協働し、多彩な地域資源を活かして芸術文化を通じた新たな価値を創造できる専門職業人材を育成することを目標とする大学の設立を検討している。

人口減少が進む中、地域産業の担い手となる専門職業人材の養成は極めて重要であり、地域の発展と国際社会の形成に貢献する専門職大学の設立は今後更に重要性を増していくものと思われる。

よって、国におかれては、専門職大学の積極的な設置を推進するため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 専門職大学を地方が積極的に設置できるよう、以下のような設置基準の柔軟な運用を行うこと。
  - (1)校地面積や校舎面積、体育館等必要施設の設置に関する柔軟な対応
  - (2)教員派遣・教育課程の共通化など既存大学と連携したカリキュラムの構成
- 2 専門職大学が、高度かつ専門的な職業教育が求められること、企業等における臨時実務実習等を行う必要があること等を踏まえ、設置運営に関して十分な財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（日本共産党）

意見書案 第 号

## 災害救助法の拡充を求める意見書

災害救助法は、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に、昭和 22 年 10 月 18 日に制定された。

災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助するとして、避難所、応急仮設住宅の設置・住宅の応急修理、食品・飲料水・被服・寝具等・学用品の給与、医療、助産、被災者救出、埋葬、死体の捜索及び処理、住居またはその周辺の土石等の障害物の除去が定められ、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととなっている。

しかしながら災害救助法による救助は、災害により例えば、人口 30 万人以上で全壊 150 世帯と、市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合に、行うとの適用基準があり、平成 30 年 7 月豪雨災害では、全国で 11 府県 ~~6764~~ 市 ~~3938~~ 町 4 村、兵庫県内では、宍粟市など 9 市 6 町が適用をうけたものの、10 世帯が全壊となった神戸市などは、適用されていない。土石等の障害物除去についても、民有地での土砂撤去は、住宅等の日常生活に欠くことの出来ない場所に限られており、全てがその対象になっておらず、個人の資力では、到底除去は、困難である。

また、被災者住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与等に欠くことのできない家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費についても自治体の負担となっており、その改善が求められる。

よって、国におかれては、下記のとおり、災害救助法に基づく応急救助について被災者の生活再建に結びつくよう見直すことを強く要望する。

## 記

~~1 災害救助法の適用要件を、都道府県単位や隣接する自治体を一括するなど、現場の実態に応じ、被災地・被災者に適用すること。~~

1 災害救助法の適用要件について、同じ被害を受けた全ての被災地域が等しく支援を受けられるよう、制度の見直しを行うこと。

2 災害救助法における「障害物の除去」について、土砂災害の場合、対象を「私道」「一部損壊または、床下浸水」まで拡充し、費用の限度を引き上げること。

3 家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とし、災害救助法に基づく国庫負担を最大で全額とすること。

# 公明：修文（△）案 8

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

（日本共産党）

意見書案 第 号

待機児童解消のために保育施設増、保育士処遇改善  
を求める意見書

2018年4月1日時点の待機児童数は、明石市571人、西宮市413人、神戸市332人とそれぞれ増加し、県全体でも、前年比416人増の1,988人となり、兵庫県は、増加数が最も多い都道府県となっている。

全国でも、依然約2万人の待機児童が残され、「隠れ待機児童」数も7万人弱と昨年から1,325人の減少にとどまっているほとんど変わっていない。

少子化の中でも保育所などを利用する子供の数は年々増え続け、更に、2019年10月からは3歳以上の保育料が無償化され、ますます保育所に通わせることを望む保護者が増えることが予想される。

待機児童を解決するためには、保育施設の大増設が待ったなしの課題となっている。同時に、保護者が望んでいる保育施設は、身近な自治体が責任を持ち、施設や人員配置などについて子供の発達に必要な水準を確保するためとして「最低基準」を設けている認可保育所であることは明瞭である。

保育所増設の鍵を握る保育士不足は深刻である。全産業平均を月10万円も下回る保育士の低い賃金に対し、安定した賃金補償など国が責任をもって処遇改善を抜本的に図ることが急務である。

よって、国におかれては、安心して子供を預けられる保育環境の充実のために、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 待機児童解消に見合う認可保育所増設に必要な予算措置を行うこと。
- 2 民間認可保育所建設への助成拡大、利子補給などの支援措置を強めること。
- 3 保育士、栄養士など保育所で働く全ての職業の賃金水準をできるだけ早期に緊急に引き上げ、全産業平均に近づけるようにすること。
- 4 保育士配置基準の更なる改善とこれに伴う財政措置を充実すること。
- 5 保育士の給与水準の向上につながるよう公定価格の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 341 回(平成 30 年 9 月)定例会  
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書	自	○	
意 2	専門職大学の創設に関する適切な制度設計を求める意見書	自	○	
意 3	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書	公	○	
意 4	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書	公	○	
意 5	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の見直しを求める意見書	民	—	—————
意 6	災害医療体制の充実を求める意見書	維	△	第 1 段落は災害医療体制の充実とつながらないので削除。その他、文意を整えるため修文。
意 7	歯科医療の充実を求める意見書	維	○	
意 8	災害救助法の拡充を求める意見書	共	△	記 2 は、対象を広げすぎているため削除
意 9	待機児童解消のための保育施設増、保育士処遇改善を求める意見書	共	○	
意 10	防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書	座長	○	

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案

※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

## 県民△（修文）

（維新の会）

意見書案 第 号

## 災害医療体制の充実を求める意見書

~~団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて高齢化が進み、国民の医療ニーズが急増すると予想される中、国民が安心して必要な医療を受けることができる体制を構築することが喫緊の課題となっている。~~

~~また、本年は度重なる被害を出した豪雨や台風、地震などの度重なる被害災害に加えて、今後30年以内に70%以上の確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震など国難と言えるレベルの災害に備えつつ、医療体制の維持を図っていかなければならない。~~

しかし、医療機関における災害時の電気、水等のライフラインを確保するために必要な設備等の能力拡充については、整備費用が膨大である。また、大阪府北部を震源とする地震では、老朽化した医療施設での施設の破損等により、医療提供に支障があったという報告もある。

よって国におかれては、災害医療体制の充実を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

## 記

- 1 災害拠点病院施設整備事業における災害時のライフライン確保のための設備の整備費用の補助基準額及び補助率の引き上げを行うこと。
- 2 早期の耐震化を推進するために、医療提供体制施設整備交付金事業における国庫補助金の対象医療施設の補助要件の緩和、補助率及び補助上限額の拡充を行うことや、補助基準額での交付に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 県民△（修文）

（日本共産党）

意見書案 第 号

## 災害救助法の拡充を求める意見書

災害救助法は、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に、昭和 22 年 10 月 18 日に制定された。

災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助するとして、避難所、応急仮設住宅の設置・住宅の応急修理、食品・飲料水・被服・寝具等・学用品の給与、医療、助産、被災者救出、埋葬、死体の捜索及び処理、住居またはその周辺の土石等の障害物の除去が定められ、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととなっている。

しかしながら災害救助法による救助は、災害により例えば、人口 30 万人以上で全壊 150 世帯と、市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合に、行うとの適用基準があり、平成 30 年 7 月豪雨災害では、全国で 11 府県 6467 市 3839 町 4 村、兵庫県内では、宍粟市など 9 市 6 町が適用をうけたものの、10 世帯が全壊となった神戸市などは、適用されていない。土石等の障害物除去についても、私有地での土砂撤去は、住居等の日常生活に欠くことのできない場所に限られ、すべてがその対象になっておらず、個人の資力では、到底除去は、困難である。

また、被災者住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与等に欠くことのできない家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費についても自治体の負担となっており、その改善が求められる。

よって、国におかれては、下記のとおり、災害救助法に基づく応急救助について被災者の生活再建に結びつくよう見直すことを強く要望する。

## 記

- 1 災害救助法の適用要件を、都道府県単位や隣接する自治体を一括するなど、現場の実態に応じ、被災地・被災者に適用すること。
- ~~2 災害救助法における「障害物の除去」について、土砂災害の場合、対象を「私道」「一部損壊または、床下浸水」とし、費用の限度を引き上げること。~~
- 2 家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とし、災害救助法に基づく国庫負担を最大で全額とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

第 341 回(平成 30 年 9 月)定例会  
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：維新の会】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意 2	専門職大学の創設に関する適切な制度設計を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意 3	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書	公	○	原案どおり賛同する。
意 4	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書	公	○	原案どおり賛同する。
意 5	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の見直しを求める意見書	民	○	原案どおり賛同する。
意 6	災害医療体制の充実を求める意見書	維	-	-
意 7	歯科医療の充実を求める意見書	維	-	-
意 8	災害救助法の拡充を求める意見書	共	○	原案どおり賛同する。
意 9	待機児童解消のための保育施設増、保育士処遇改善を求める意見書	共	△	認可保育園にこだわらずに、待機児童解消に向けた保育士の処遇改善という観点から修文
意 10	防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書	座長	○	原案どおり賛同する。

(備考)「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 -:自会派提案

※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(日本共産党)

意見書案 第 号

待機児童解消のために保育施設増、保育士処遇改善  
を求める意見書

2018年4月1日時点の待機児童数は、明石市571人、西宮市413人、神戸市332人とそれぞれ増加し、県全体でも、前年比416人増の1,988人となり、兵庫県は、増加数が最も多い都道府県となっている。

全国でも、依然2万人の待機児童が残され、「隠れ待機児童」数も7万人と昨年からはほとんど変わっていない。

少子化の中でも保育所などを利用する子供の数は年々増え続け、更に、2019年10月からは3歳以上の保育料が無償化され、ますます保育所に通わせることを望む保護者が増えることが予想される。

待機児童を解決するためには、保育施設の大増設が待ったなしの課題となっている。~~同時に、保護者が望んでいる保育施設は、身近な自治体が責任を持ち、施設や人員配置などについて子供の発達に必要な水準を確保するためとして「最低基準」を設けている認可保育所であることは明瞭である。~~

保育所増設の鍵を握る保育士不足は深刻である。全産業平均を月10万円も下回る保育士の低い賃金に対し、~~安定した賃金補償など国が責任をもって~~処遇改善を抜本的に図ることが急務である。

よって、国におかれては、安心して子供を預けられる保育環境の充実のために、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 その地域の事情に合わせて、待機児童解消に向けたに見合う認可保育所増設に必要な予算措置を行うこと。
- ~~2 民間認可保育所建設への助成拡大、利子補給などの支援措置を強めること。~~
- 2.3 保育士の処遇改善のために必要な予算措置を行うこと。~~、栄養士など保育所で働く全ての職業の賃金を緊急に引き上げ、全産業平均に近づけるようにすること。~~
- ~~4 保育士配置基準の更なる改善とこれに伴う財政措置を充実すること。~~
- 3.5 保育士の給与水準の向上につながるよう公定価格の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 341 回(平成 30 年 9 月)定例会  
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：日本共産党】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意 1	ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書	自	○	
意 2	専門職大学の創設に関する適切な制度設計を求める意見書	自	×	職業教育は、既存の大学、専修学校等でさまざまに行われており、現在の職業教育への支援を充実させることが重要であると考えているため。
意 3	地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書	公	○	
意 4	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書	公	△	児童虐待防止対策において、とりわけ専門職の増員や体制の充実などが必要と考えるので、その点を補足する形で修文を行った。修文は別紙。
意 5	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の見直しを求める意見書	民	×	現行の社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を現状どおり維持することが必要と考えるため。
意 6	災害医療体制の充実を求める意見書	維	○	
意 7	歯科医療の充実を求める意見書	維	○	
意 8	災害救助法の拡充を求める意見書	共	—	
意 9	待機児童解消のための保育施設増、保育士処遇改善を求める意見書	共	—	
意 10	防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書	座長	△	記 4 を削除する。道路、港湾、空港などは、既存の施設の補修などは必要だが新たな整備促進を急ぐ必要性は小さいと考える。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案  
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

### 児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成 28 年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は 12 万件を超え、5 年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成 28、29 年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

そこで、国におかれては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策の更なる強化に向け、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 児童相談所などへの専門職職員を抜本的に増員すること。
- 2 平成 28 年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 3 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担を更に明確にするとともに、施設や NPO 等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
- 4 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
- 5 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相

談できる窓口につながるまでの間にいまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への体制の拡充や通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

6-5 児童相談所は、保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSW（スクールソーシャルワーカー）を中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(座 長)

意見書案 第 号

防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等  
具体的な対策を求める意見書

近年、豪雨や地震による大規模災害が頻発している。本年だけでも、6月の大阪府北部地震、7月豪雨、8月の台風第20号、9月の台風第21号、更には北海道胆振東部地震が大きな被害を引き起こした。海水温上昇によるスーパー台風発生の可能性が高まるとともに、南海トラフ地震の発生確率が70～80%に引き上げられるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない状況にあり、防災・減災に対する取組を最大限加速させる必要がある。

本年6月に土木学会が発表した「「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書」では、事前に公共インフラ対策を行うことにより、経済被害が3分の1から6割程度軽減できることが示された。また、7月豪雨では、本県において取り組んできた河川整備や砂防堰堤などの防災対策の効果が発揮された。

このことから、災害被害の軽減、災害後の経済活動の迅速な復旧につながるインフラの整備、老朽化対策、適正な維持管理を更に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 発生確率が高まる南海トラフ地震や日本海側の津波に備えた「事前防災」の観点から、対策に必要となる予算措置を講ずること。
- 2 平成30年7月豪雨、台風第21号など、激甚化・多発化する災害を踏まえ、防災事業を計画的に実施していくため、治水対策、高潮対策、土砂災害対策、道路防災対策等に必要となる予算措置を講ずること。
- 3 災害時の機能保全、安全性確保の観点からも、社会基盤施設の老朽化対策や適正な維持管理に必要な予算措置を講ずること。
- 4 「国難」をもたらす巨大災害に備え、発災後の救援支援活動への支障や社会経済活動の機能不全など、国土の重大な脆弱性の解消を図るために必要となる道路、港湾、空港など交通・運輸基盤の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。